

ご検討いただきたい事項について（案）

- 総単位数の見直しについて
 - ・ 臨床実習などの必要なカリキュラムの追加等、総単位数の見直しについて、どう考えるか。

- 臨床実習の在り方について
 - ・ 臨床実習の単位を追加すること（再掲）、実習施設先の要件等について、どう考えるか。

- 専任教員の要件について
 - ・ 専任教員の要件等についてどう考えるか。

- その他

ご検討いただきたい事項

- 総単位数の見直しについて
- 臨床実習に在り方について
- 専任教員の要件について
- その他

総単位数の見直しについて

- 高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築など、理学療法士・作業療法士を取り巻く環境の変化に伴い、必要なカリキュラムを追加するべきではないか。

理学療法士

「人体と薬理」、「救急救命の基礎」の必修化

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	12
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	12	<u>14</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	2
専門分野	基礎理学療法学	6	6
	理学療法評価学	5	5
	理学療法治療学	20	20
	地域理学療法学	4	<u>6</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
合 計		93	<u>101</u>

(作業療法士の資格を有する場合)

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
専門分野	基礎理学療法学	6	6
	理学療法評価学	5	5
	理学療法治療学	20	<u>21</u>
	地域理学療法学	4	<u>5</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
選択必修分野	9	9	
合 計		62	<u>68</u>

(参 考)

理学療法士及び作業療法士法第11条第2号(理学療法士国家試験の受験資格)

作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

作業療法士

「人体と薬理」、「救急救命の基礎」の必修化

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	12
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	12	12
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	2
専門分野	基礎作業療法学	6	<u>5</u>
	<u>作業療法管理学</u>	—	<u>1</u>
	<u>基礎作業評価学</u>	—	<u>2</u>
	作業療法評価学	5	<u>3</u>
	<u>基礎作業治療学</u>	—	<u>4</u>
	作業療法治療学	20	<u>16</u>
	地域作業療法学	4	<u>6</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
<u>選択必修分野</u>	<u>総合作業療法学</u>	—	<u>2</u>
合 計		93	<u>101</u> ₄

(理学療法士の資格を有する場合)

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
専門分野	基礎作業療法学	6	<u>5</u>
	<u>作業療法管理学</u>	—	<u>1</u>
	<u>基礎作業評価学</u>	—	<u>2</u>
	作業療法評価学	5	<u>3</u>
	<u>基礎作業治療学</u>	—	<u>4</u>
	作業 <u>療法</u> 治療学	20	<u>16</u>
	地域作業療法学	4	<u>6</u>
	臨床実習	18	<u>22</u>
選択必修分野		9	9
合 計		62	<u>68</u>

(参 考)

理学療法士及び作業療法士法第12条第2号（作業療法士国家試験の受験資格）

理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

(参 考) 他職種の状況

履修単位（3年課程）	
100単位	あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師 （平成30年度～）
99単位	柔道整復師（平成30年度～）
97単位	看護師
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師
94単位	はり師きゅう師（平成30年度～）
93単位	理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 臨床工学技士 義肢装具士
85単位	あん摩マッサージ指圧師（平成30年度～）

臨床実習の在り方について

- 臨床実習の質を向上するため、臨床実習施設の要件、臨床実習指導者の要件を見直してはどうか。

臨床実習施設の要件

(現 行)

- 実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。

(案)

- 実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう。）において行うこと。
ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。
また、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション（介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）に関する実習を24時間以上行うこと。

(参 考)

医療法第1条の2第2項

医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

(現 行)

- 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。

(案)

- 養成施設は、自ら実習施設を置くことが望ましい。実習施設を置かない場合にあつては、契約により他の施設を確保しなければならない。 そのうち少なくとも1か所の実習施設は養成施設に近接していること。

臨床実習指導者の要件

(現 行)

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。

(案)

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ必要な研修を受けたものであること。

(参 考) 他職種の状況

臨床実習指導者の要件

看護師	担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、 <u>原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。</u> （ガイドライン）
診療放射線技師	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師又は医師として <u>5年以上の実務経験及び業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。（ガイドライン）
臨床検査技師	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識を有する者として <u>5年以上の実務経験、業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。（ガイドライン）
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を受けた後 <u>5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者</u> で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。（ガイドライン）
臨床工学技士	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は臨床工学技士として <u>5年以上の実務経験及び業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。（ガイドライン）
柔道整復師	教員の資格を有する柔道整復師、又は <u>5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師。</u> （ガイドライン）

(参 考) 指定規則等 (臨床実習に関する部分)

(指定規則)

- 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。
- 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。

(ガイドライン)

- 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。
- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。
- 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。
- 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。
- 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

専任教員の要件について

- 教員の質を確保するため、専任教員の要件を見直してはどうか。

(現 行)

- 理学療法士（作業療法士）である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。

(案)

- 理学療法士（作業療法士）である専任教員は、次のいずれにも該当する者であること。
ただし、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。
 - ア 理学療法士（作業療法士）として5年以上業務に従事した者
 - イ 専任教員として必要な研修を修了した者、又は理学療法士の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。

(参 考)

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

・開催場所：東京、大阪

・開催期間：約4週間（約132時間）

・対象者：教 員：原則、免許取得後5年以上の実務経験を有する者

臨床実習指導者：原則、免許取得後3年以上の実務経験を有する者

・主 催：医療研修推進財団、厚生労働省の共催（日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の協力を得て実施）

(参 考) 他職種の状況

専任教員の要件	
看護師	<p>次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち1つの業務に<u>3年以上</u>従事した者で、<u>大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</u></p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として<u>5年以上</u>業務に従事した者 イ 専任教員として必要な<u>研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</u> (ガイドライン)</p>
診療放射線技師	<p>診療放射線技師等である専任教員のうち<u>3人以上は、免許を受けた後5年以上法第2条第2項に規定する業務を業として行った診療放射線技師であること。</u>(指定規則)</p>
臨床検査技師	<p>医師等である専任教員のうち<u>少なくとも3人は、免許を受けた後5年以上法第2条に規定する業務を業としておこなった臨床検査技師であること。</u>(指定規則)</p>
柔道整復師	<p>柔道整復師の免許を取得してから<u>5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が指定した教員講習会を修了した者</u>(指定規則)</p>

(参 考) 指定規則等 (教員に関する部分)

(指定規則)

- 別表第1に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人 (1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに3を加えた数) 以上は理学療法士 (作業療法士) である専任教員であること。ただし、理学療法士 (作業療法士) である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては4人 (1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに1を加えた数)、その翌年度にあつては5人 (1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに2を加えた数) とすることができる。
- 理学療法士 (作業療法士) である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法 (作業療法) に関する業務に従事した者であること。

(ガイドライン)

- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。
- 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

その他について

- 養成施設の質の確保を図るため、第三者による外部評価を義務付けてはどうか。

(ガイドライン)

(案)

- 開設後一定の間隔で教員資格及び教育内容に関する外部の第三者による評価を受けること。 (追加)